



令和2年1月22日
海上保安庁

平成31年/令和元年の海上犯罪取締りの状況

◇ 送致件数 7,587 件 送致人員 5,016 人

平成31年/令和元年の海上犯罪の送致件数は、7,587件（前年比7件減）、送致人数は、5,016人（前年比240人増）でした。

◇ 海上環境事犯の送致件数の増加

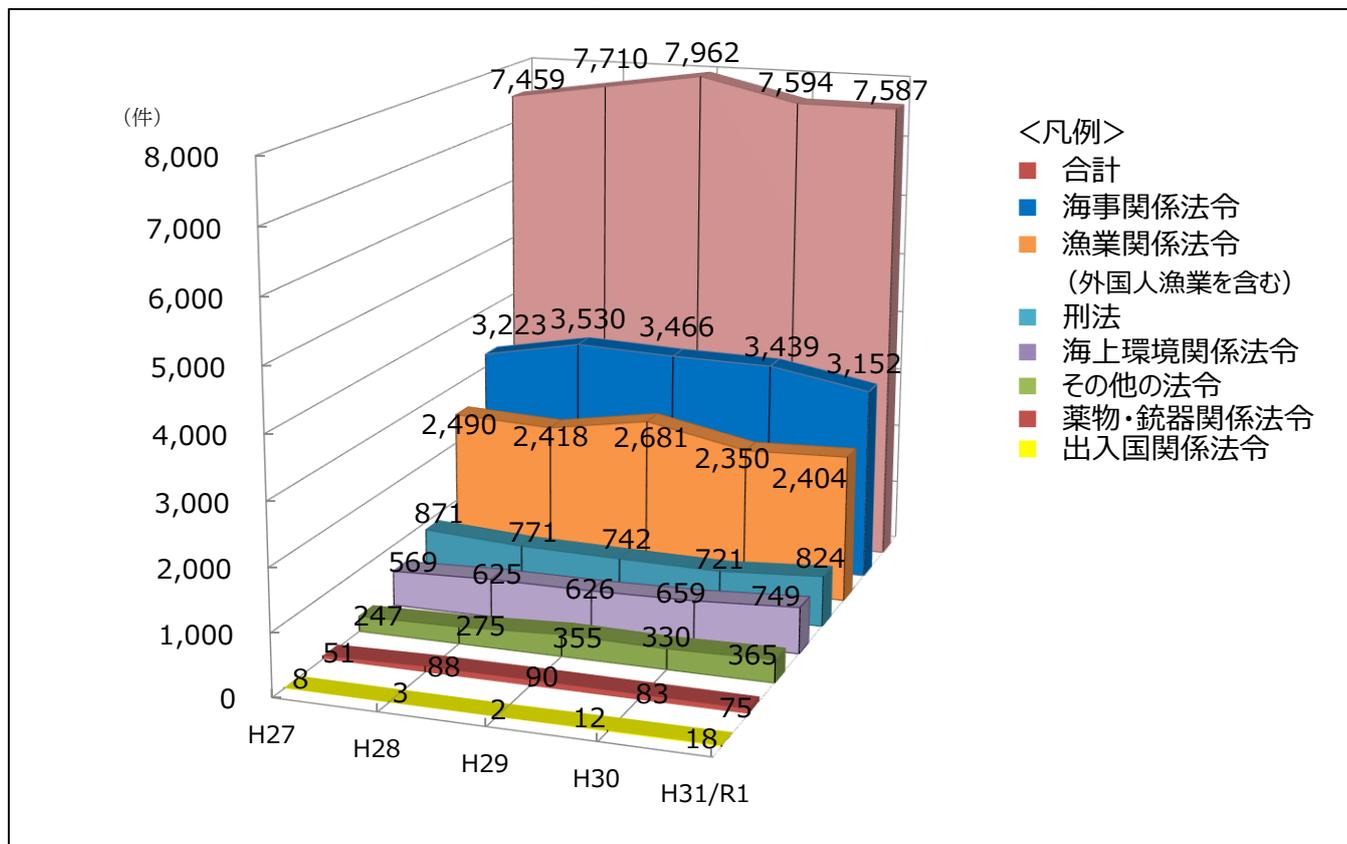
各種法令別の送致件数を前年と比較すると、海上環境関係法令違反の送致件数が増加しており、船舶の不法投棄、陸上からの廃棄物の不法投棄など、適正な処理によらないものが増加しています。

◇ 大量の薬物密輸事犯を相次いで摘発

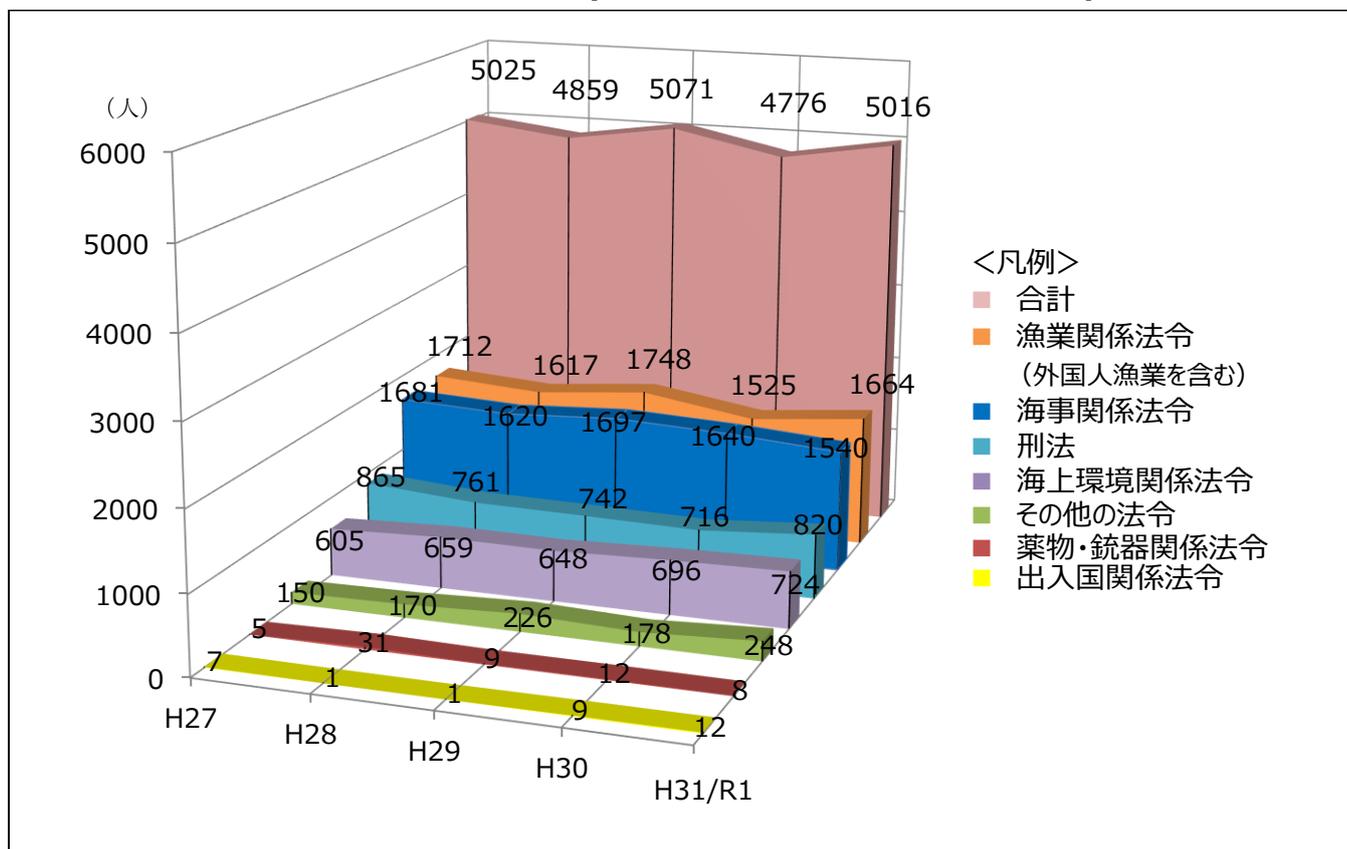
小型船舶等を利用した瀬取り（洋上における積荷の受渡し）や海上コンテナ貨物への隠匿等の手口により、一度に大量の覚醒剤を密輸する事犯を摘発したほか、外国籍船舶の船底にある海水取入口の空所に隠匿された大量のコカインを発見・押収する等、大量の薬物密輸事犯を相次いで摘発しました。

◆ 詳細は「別添」をご参照ください。

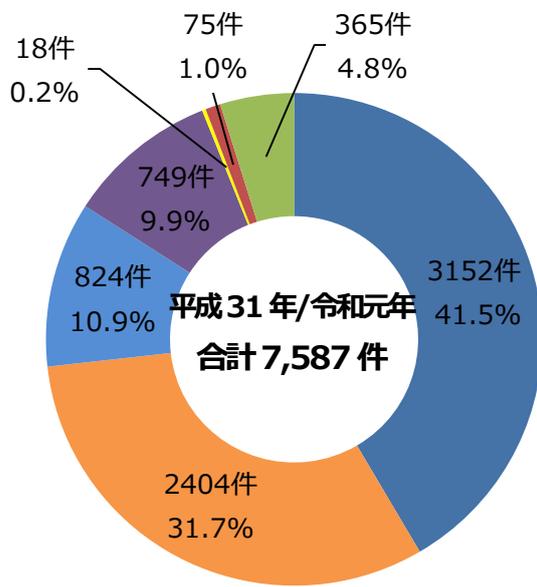
各種法令別送致件数の推移(平成27年～令和元年)



各種法令別送致人員の推移(平成27年～令和元年)

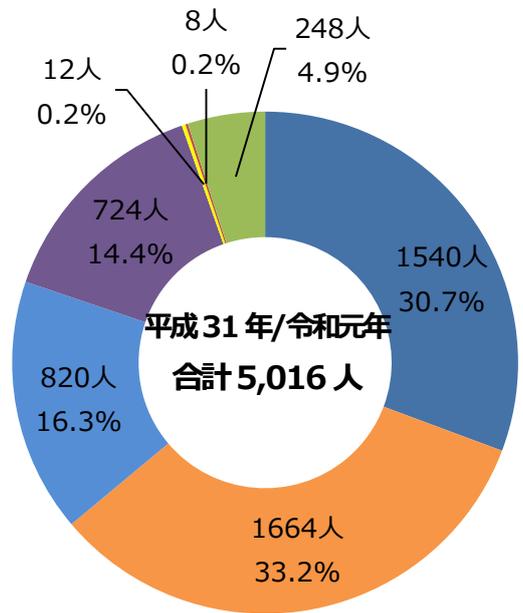


法令別送致件数割合



- 海事関係法令
- 刑法
- 出入国関係法令
- その他の法令

法令別送致人員割合



- 漁業関係法令 (外国人漁業を含む)
- 海上環境関係法令
- 薬物・銃器関係法令

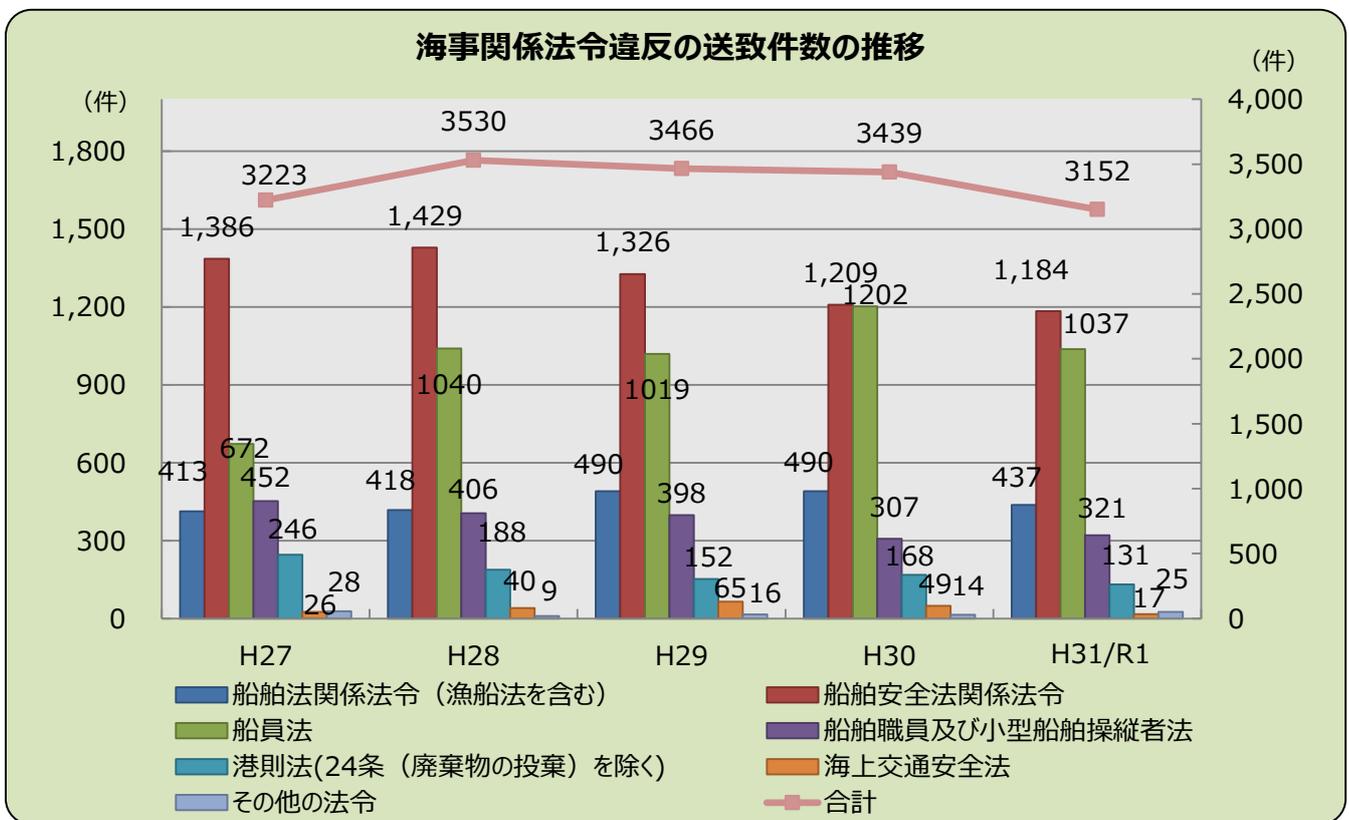
各種法令別取締り等の状況

1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 3,152 件（前年比 287 件減）で送致件数全体の 41.5 %となりました。

法令別では、船舶の検査や定員、航行区域等を規定した船舶安全法違反等が 1,184 件で海事関係法令違反全体の 37.6%、船員の労働条件等を規定した船員法違反が 1,037 件で 32.9%、船舶の登録等を規定した船舶法違反等が 437 件で 13.9%、船舶操縦者の資格等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が 321 件で 10.2%を占めています。

引き続き、船舶や船員の安全に支障を及ぼすような不法運航等について取締りを行い、海上における船舶交通などの安全の確保を図っていきます。



○プレジャーボートによる区域外航行事件（御前崎海上保安署）

平成31年4月、静岡県浜名湖においてプレジャーボートによる乗揚げ事故が発生、捜査の結果、同船は東京から和歌山向け航行しており、航行区域が和歌山県以西となっていることが判明したため、同船船長を業務上過失往来危険及び船舶安全法違反で検挙しました。

同船の船長に対しては、航行区域の変更を指導していましたが、令和元年5月航行区域を変更しないまま浜名湖を出港したとの情報を得たため、当庁船艇・航空機にて捜索したところ、三重県沖を航行中の同船を発見、船長を船舶安全法違反で逮捕しました。



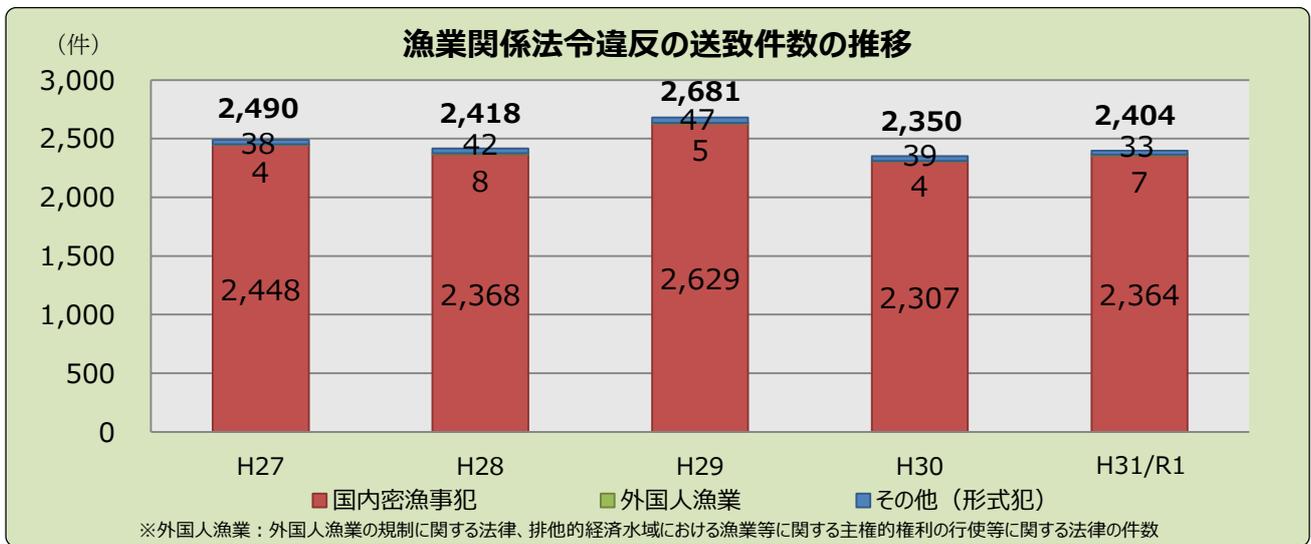
当庁航空機が発見した航行中の同船

2. 漁業関係法令違反の取締り状況

漁業関係法令違反の送致件数は 2,404 件（前年比 54 件増）で送致件数全体の 31.7 %となりました。

国内密漁の形態としては、漁業者によるもののほか、遊漁者によるものなど、多岐にわたっており、特に、磯場や防波堤においてあわび、わかめ、いせえびの密漁といった漁業権を侵害する事犯を 1,068 件送致しました。同種事犯は、前年より 148 件増加しており、罰則が強化された改正漁業法が令和 2 年中に施行されることも踏まえ、引き続き、取締りを強化するなど地域ニーズに応じて対処していきます。

また、外国漁船による漁業関係法令違反としては、我が国排他的経済水域において、外国漁船 7 隻を立入検査忌避の疑いで検挙しました。



○火光利用敷網漁業の集団密漁事件（気仙沼海上保安署）

平成 31 年 4 月、宮城県唐桑町宿舞根漁港内の火光利用敷網漁業の操業禁止区域内において、同漁業を操業中の漁船 5 隻を発見、このうち現場から逃走するなどした漁船 4 隻の漁労長 4 名を宮城県漁業調整規則違反で逮捕しました。

捜査の結果、被疑者 5 名が、約 770 キログラム、金額にして 100 万円相当のしらすを不法に採捕していたことを明らかにしました。



違法操業の状況

○沖縄本島及び小笠原諸島周辺の我が国 EEZ における中国漁船による立入検査忌避事件（横浜・那覇・中城・宮古島・石垣海上保安部）

平成 31 年 1 月 27 日から 2 月 7 日にかけて、沖縄本島及び小笠原諸島周辺の我が国排他的経済水域で、中国さんご漁船と思料される船舶計 6 隻を認め、立入検査を実施すべく停船命令を実施したところ、いずれも逃走したことから、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（立入検査忌避）で各船船長を逮捕しました。



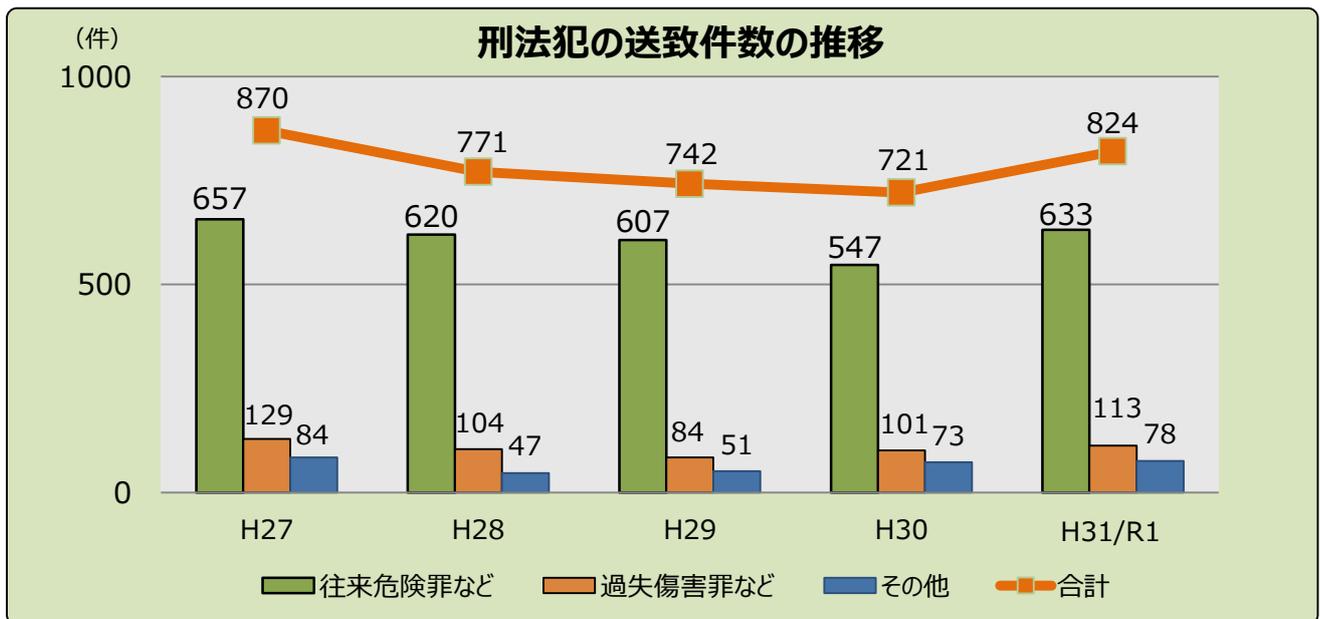
中国漁船の捕捉状況

3. 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は824件（前年比103件増）で送致件数全体の10.9%となりました。

罪種別では、船舶の衝突や乗揚げ等、船舶の往來の危険を生じさせる等の罪が633件で刑法犯全体の76.8%、過失により船舶を衝突させ乗船者を負傷させる等の、業務上過失傷害等の罪が113件で13.7%となりました。

また、窃盗及び強盗の罪が13件で1.6%、傷害等の罪が19件で2.3%となりました。



○フェリー船内窃盗事件（新潟海上保安部）

平成31年3月、乗客205名が乗船していたフェリーの運航会社から、船内での窃盗情報を受理、現場に急行したところ、乗客5名の現金等が盗まれていることが判明し、捜査に着手しました。

捜査の結果、当時フェリーに乗客として乗船していた被疑者が乗客の現金や船の備品を盗み、船内で女性トイレに侵入していたことまた下半身を露出し船内を徘徊していたことを特定、被疑者を窃盗建造物侵入及び公然わいせつで検挙しました。



窃盗事件があったフェリー

4. 海上環境関係法令違反の取締り状況

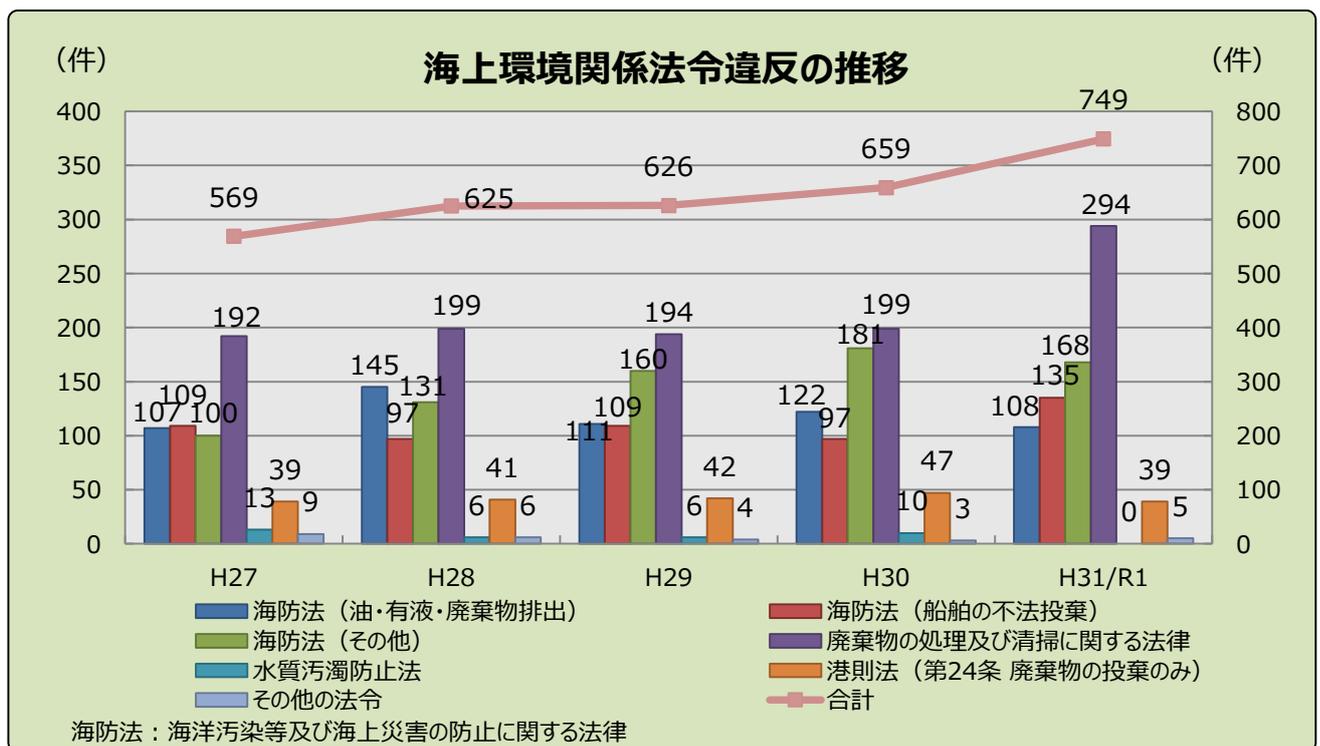
海上環境関係法令違反の送致件数は 749 件（前年比 90 件増）で送致件数全体の 9.9 %となりました。

法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出、船舶の不法投棄等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反が 411 件で海上環境法令違反全体の 54.9%、廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が 294 件で 39.3%となりました。

なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯の取締りについては、国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用しており、1 件の油等の不法排出事犯について、担保金の提供を受けました（前年 5 件）。

その他、日本近海の海洋汚染の監視等のしよう戒によって、2 隻の油排出船舶を確認し、国際条約に基づき、それぞれの外国船舶の旗国に対して、その船舶の処罰を求める旗国通報を行いました（前年 9 隻）。

海上環境事犯は、沿岸部の地域住民に健康被害を生じさせたり、水産業に莫大な損失をもたらす可能性が高いことから、今後も徹底した監視・取締りを行っていきます。



○広島港内における廃棄物投棄事件（広島海上保安部）

平成 31 年 4 月、広島港内に仏壇等の廃棄物が浮流しているとの情報を得て、何者かが不法投棄したものと判断し、捜査に着手しました。

捜査の結果被疑者 2 名（うち 1 名少年）が 2 回に亘って合計約 1 7 0 キログラムの仏壇や畳等の廃棄物を広島市南区出島付近の岸壁から投棄したことが明らかになり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙しました。



不法投棄された廃棄物

5. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

薬物・銃器関係法令違反の送致件数は75件（前年比8件減）となりました。

海上ルートによる密輸事犯については、小型船舶等を利用した瀬取り（洋上における積荷の受渡し）や海上コンテナ貨物への隠匿等の手口により、一度に大量の覚醒剤を密輸する事犯を相次いで摘発したほか、外国船舶の船底にある海水取入口の空所に隠匿された大量のコカインを発見・押収しました。

密輸事犯の手口は、引き続き、大口化・巧妙化が見受けられ国際犯罪組織が関与するものも発生しています。

詳細については、令和2年1月22日付、公表の「平成31年/令和元年における密輸及び密航取締り状況について」（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）をご参照ください。

6. 出入国関係法令違反の取締り状況

出入国関係法令違反の送致件数は18件（前年比6件増）となりました。

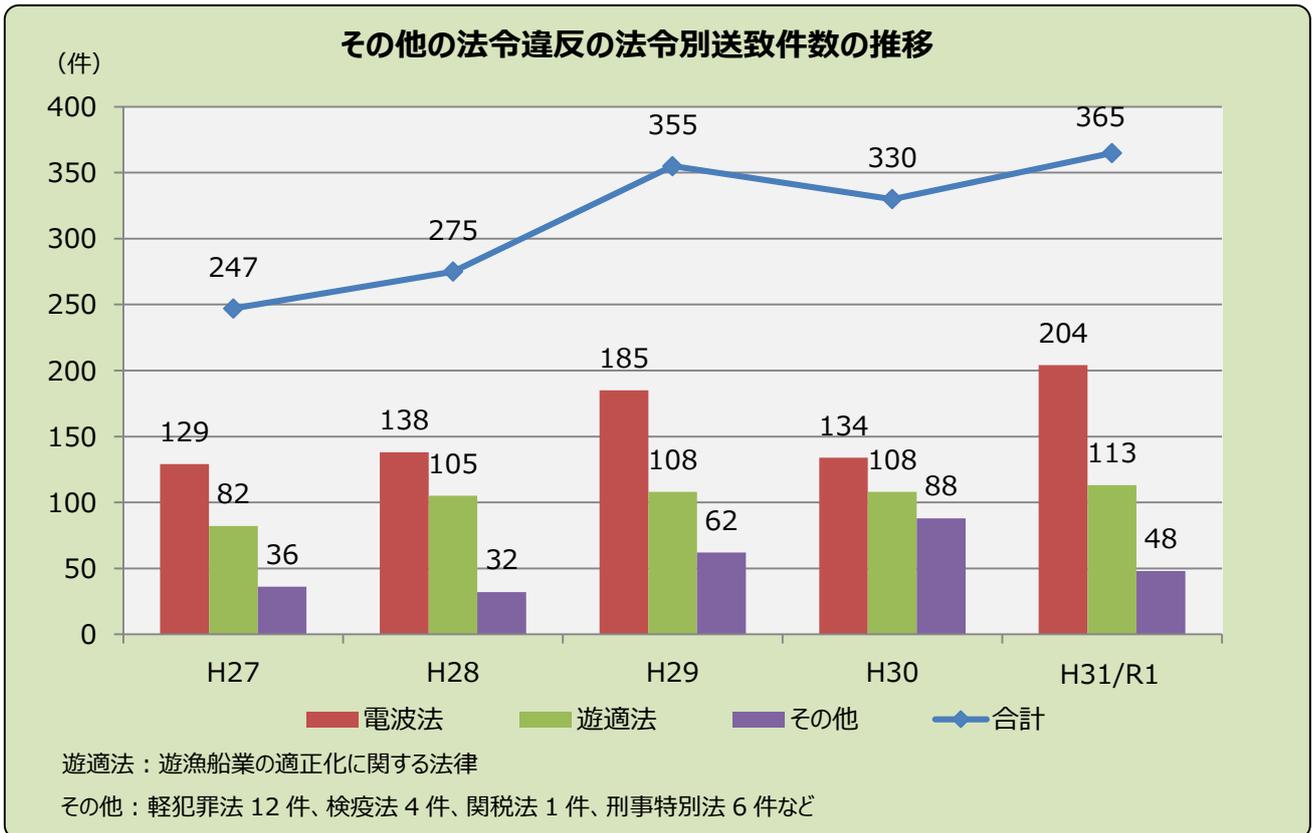
近年の船舶を利用した不法出入国事犯については、小型船舶や貨物船を利用した数名規模の密航事犯や退去強制歴を有する船員が不法上陸した事犯等を摘発しており、小口化・巧妙化の傾向が続いています。

詳細については、令和2年1月22日付、公表の「平成31年/令和元年における密輸及び密航取締り状況について」（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）をご参照ください。

7. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令の主なものとしては、電波法、遊漁船業の適正化に関する法律、関税法、軽犯罪法等があり、送致件数は 365 件（前年比 35 件増）で送致件数全体の 4.8%となりました。

法令別では、漁業無線局やアマチュア無線局を不法に開設する等の電波法違反が 204 件でその他の法令違反全体の 55.9%、登録を行わずに遊漁船業を営む等の遊漁船業の適正化に関する法律違反が 113 件で 31.0%となりました。



○遊漁船業の無登録営業事件（神戸海上保安部）

令和元年 6 月、兵庫県神戸市を定係地としているプレジャーボートが、兵庫県知事から遊漁船業の登録を受けることなく、客を乗せ釣りをさせているとの情報を得て、捜査に着手しました。

捜査の結果、インターネット掲示板を利用して客を集め遊漁料を徴収し、自身が船長を務めるプレジャーボートに乗船させて魚を釣らせ無登録営業を行っていたことを特定し、同船の船長を遊漁船業の適正化に関する法律違反で逮捕し、またインターネット掲示板による集客を担当していた被疑者の妻も同法律違反で併せて検挙しました。



客に釣りをさせている状況

取調べの録音・録画の実施状況について

刑事訴訟法等の一部を改正する法律が施行された令和元年 6 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの間に、制度対象事件^{※1}にかかる取調べの録音・録画を 1 件、制度対象事件以外の事件^{※2}の取調べの録音・録画を 41 件実施しました。

引き続き、供述の任意性・信用性の確保を目的とする本制度に的確に対応していきます。

(参考) 施行前の録音・録画の試行について

平成 28 年 6 月 3 日に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が公布され、海上保安庁では、録音・録画の状況下で供述の任意性・信用性を確保し、取調べの録音・録画制度の施行に適切に対応するため、平成 29 年 10 月 1 日から、取調べの録音・録画試行を開始し、令和元年 5 月 31 日までの間に、制度対象事件^{※1} 1 件、制度対象事件以外の事件^{※2} 102 件の取調べの録音・録画を実施。

(参考) 制度対象事件等について

※ 1 制度対象事件

次に掲げる事件について、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況について、例外事由（機器の故障等）に該当する場合を除き、録音・録画を行う。

- ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
- ② 短期 1 年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

海上保安庁で取り扱う可能性のある制度対象事件の具体例としては、現住艦船放火（刑法第 108 条）、往来妨害致死（刑法第 124 条第 2 項）、通貨偽造及び行使等（刑法第 148 条第 1 項・第 2 項）、強制わいせつ等致死傷（刑法第 181 条第 1 項・第 2 項）、殺人（刑法第 199 条）、傷害致死（刑法第 205 条）、強盗致死傷（刑法第 240 条）、営利目的薬物密輸（覚せい剤取締法第 41 条第 2 項）、営利目的けん銃等密輸（銃刀法第 3 条の 4・第 31 条の 2 台 2 項）、海賊行為に関する罪・未遂等（海賊処罰法第 3 条第 1 項・第 2 項）など様々なものがあります。

※ 2 制度対象事件以外の事件

制度対象事件以外の事件のうち、精神に障害がある被疑者に係る事件等、公判において、供述の任意性・信用性をめぐって争いが生じる可能性がある事件の取調べ又は弁解の機会について、制度対象事件と同様に、録音・録画を行う。